

**消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(離島等供給約款)**

当社は、このたび、電気事業法第21条第1項の規定にもとづき届出を行なった離島等供給約款（2023年4月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

請求の方法については、従前のおりでございます。

なお、離島供給約款[低圧用]Ⅲ（契約種別等および料金）に定める料金率ならびに附則4（口座振替のお客さまについての特別措置）および附則5（時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（燃料費調整）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

また、離島供給約款[高圧用]Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（燃料費等調整）に定める基準燃料単価および基準市場単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 離島等供給約款[低圧用]Ⅲ（契約種別等および料金）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
定額電灯		
需要家料金		
1 契約につき	59.40	5.40
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	57.56	5.23
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	95.27	8.66
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	169.64	15.42
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	245.10	22.28
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	394.94	35.90
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	394.94	35.90
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	163.70	14.88
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	275.73	25.07
100ボルトアンペアをこえる1機器につき		
100ボルトアンペアまでごとに	275.73	25.07

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
従量電灯		
従量電灯 A		
最低料金		
1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	214. 59	19. 51
電力量料金		
上記をこえる 1 キロワット時につき	18. 22	1. 66
従量電灯 B		
基本料金		
契約電流10アンペア	302. 50	27. 50
契約電流15アンペア	453. 75	41. 25
契約電流20アンペア	605. 00	55. 00
契約電流30アンペア	907. 50	82. 50
契約電流40アンペア	1, 210. 00	110. 00
契約電流50アンペア	1, 512. 50	137. 50
契約電流60アンペア	1, 815. 00	165. 00
電力量料金		
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18. 22	1. 66
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時につき	22. 11	2. 01
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23. 82	2. 17
最低月額料金		
1 契約につき	241. 80	21. 98
従量電灯 C		
基本料金		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	302. 50	27. 50
電力量料金		
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18. 22	1. 66
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時につき	22. 11	2. 01
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23. 82	2. 17
時間帯別電灯		
基本料金		
契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合 1 契約につき	1, 573. 00	143. 00
契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合 1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで 上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	2, 255. 00 302. 50	205. 00 27. 50
電力量料金		
昼間時間		
最初の90キロワット時までの 1 キロワット時につき	35. 17	3. 20
90キロワット時をこえ230キロワット時までの 1 キロワット時につき	40. 39	3. 67
230キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	41. 56	3. 78
夜間時間		
1 キロワット時につき	24. 61	2. 24

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
高負荷率電灯		
基本料金		
1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	17,545.00	1,595.00
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	1,710.50	155.50
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	30.73	2.79
その他季料金	30.73	2.79
臨時電灯		
臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	6.48	0.59
総容量が50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの場合	12.99	1.18
総容量が100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合 100ボルトアンペアまでごとに	12.99	1.18
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1キロボルトアンペアまでの場合	129.68	11.79
総容量が1キロボルトアンペアをこえ 3キロボルトアンペアまでの場合 1キロボルトアンペアまでごとに	129.68	11.79
臨時電灯B		
基本料金		
契約電流10アンペアにつき	330.55	30.05
電力量料金		
1キロワット時につき	26.17	2.38
臨時電灯C		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	330.55	30.05
電力量料金		
1キロワット時につき	26.17	2.38

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
公衆街路灯		
公衆街路灯 A		
需要家料金		
1 契約につき	53.90	4.90
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	52.06	4.73
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	86.47	7.86
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	155.34	14.12
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	225.30	20.48
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	363.04	33.00
100ワットをこえる1灯につき	363.04	33.00
100ワットまでごとに		
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	151.60	13.78
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア		
までの1機器につき	255.93	23.27
100ボルトアンペアをこえる1機器につき	255.93	23.27
100ボルトアンペアまでごとに		
公衆街路灯 B		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	280.50	25.50
電力量料金		
1キロワット時につき	16.49	1.50
最低月額料金		
1契約につき	225.30	20.48
低圧電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,226.50	111.50
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	12.48	1.13
その他季料金	11.42	1.04
低圧電力Ⅱ		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,050.50	95.50
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	32.14	2.92
その他季料金	32.14	2.92

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
低圧季節別時間帯別電力 基本料金 1 契約につき最初の10キロワットまで 上記をこえる 1 キロワットにつき 電力量料金 ピーク時間 1 キロワット時につき その他時間 1 キロワット時につき	 14,685.00 1,468.50 23.90 23.90	 1,335.00 133.50 2.17 2.17
臨時電力 定額制供給の場合 契約電力 1 キロワット 1 日につき 従量制供給の場合 電力量料金 1 キロワット時につき 夏季料金 その他季料金	 148.06 14.87 13.60	 13.46 1.35 1.24
農事用電力 農事用電力 A (かんがい排水需要) 基本料金 契約電力 1 キロワットにつき 電力量料金 1 キロワット時につき 夏季料金 その他季料金 農事用電力 B (育苗・栽培需要) 定額制供給の場合 契約電力 1 キロワットにつき 最初の30日まで 30日をこえる 1 日につき 従量制供給の場合 電力量料金 1 キロワット時につき 夏季料金 その他季料金	 577.50 6.83 6.28 4,351.28 145.04 13.64 12.48	 52.50 0.62 0.57 395.57 13.19 1.24 1.13

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
ホワイトプラン電力		
ホワイトプラン電力Ⅰ		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
契約使用期間の最初の2月まで	1,358.50	123.50
2月超過	544.50	49.50
電力量料金		
1キロワット時につき	25.57	2.32
ホワイトプラン電力Ⅱ		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
契約使用期間の最初の2月まで	500.50	45.50
2月超過	280.50	25.50
電力量料金		
1キロワット時につき	33.15	3.01
ホワイトプラン電力Ⅲ		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
契約使用期間の最初の3月まで	2,128.50	193.50
3月超過	665.50	60.50
電力量料金		
1キロワット時につき	26.32	2.39
ホワイトプラン電力Ⅳ		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
契約使用期間の最初の3月まで	1,259.50	114.50
3月超過	577.50	52.50
電力量料金		
1キロワット時につき	40.54	3.69

(2) 離島等供給約款[低圧用] 附則4 (口座振替のお客さまについての特別措置)
に定める料金率

区分および単位	初回振替割引額	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
初回振替割引額		
1契約につき	55.00	5.00

(3) 離島等供給約款〔低圧用〕 附則 5（時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	基準単価	
	円 銭	円 銭
時間帯別電灯		
基本料金		
契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合		
1契約につき	1,573.00	143.00
契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合		
1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,255.00	205.00
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	302.50	27.50
電力量料金		
昼間時間		
最初の90キロワット時までの		
1キロワット時につき	35.17	3.20
90キロワット時をこえ230キロワット時までの		
1キロワット時につき	40.39	3.67
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	41.56	3.78
夜間時間		
1キロワット時につき	24.61	2.24
通電制御型電気温水器割引額		
通電制御型電気温水器の総容量（入力）		
1キロボルトアンペアにつき	154.00	14.00
最低月額料金		
1契約につき	275.90	25.08

(4) 離島等供給約款〔低圧用〕 別表 2（燃料費調整）に定める基準単価

区分および単位	基準単価	
	円 銭厘	円 銭厘
定額制供給の場合		
定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.624	0.057
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.247	0.113
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2.495	0.227
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3.742	0.340
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6.238	0.567
100ワットをこえる1灯につき	6.238	0.567
100ワットまでごとに		
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	1.863	0.169
50ボルトアンペアをこえ		
100ボルトアンペアまでの1機器につき	3.726	0.339
100ボルトアンペアをこえる1機器につき	3.726	0.339
100ボルトアンペアまでごとに		
臨時電灯 A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.051	0.005
総容量が50ボルトアンペアをこえ		
100ボルトアンペアまでの場合	0.100	0.009
総容量が100ボルトアンペアをこえ		
500ボルトアンペアまでの場合	0.100	0.009
100ボルトアンペアまでごとに		
総容量が500ボルトアンペアをこえ		
1キロボルトアンペアまでの場合	1.005	0.091
総容量が1キロボルトアンペアをこえ		
3キロボルトアンペアまでの場合	1.005	0.091
1キロボルトアンペアまでごとに		
臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.057	0.096
農事用電力 B		
契約電力1キロワット1日につき	1.902	0.173
従量制供給の場合		
1キロワット時につき		
(イ) 定額電灯, 従量電灯, 臨時電灯, 公衆街路灯, 低圧電力, 臨時電力または農事用電力の場合	0.161	0.015
(ロ) (イ)以外の場合	0.186	0.017

(5) 離島等供給約款[高圧用] III (契約種別および料金) に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
業務用電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	2,151.00	195.55
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	27.25	2.48
その他季料金	27.25	2.48
業務用季節別時間帯別電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	2,151.00	195.55
電力量料金		
ピーク時間		
1キロワット時につき	27.88	2.53
昼間時間		
1キロワット時につき		
夏季料金	27.88	2.53
その他季料金	27.88	2.53
夜間時間		
1キロワット時につき	25.86	2.35
高圧電力		
高圧電力A		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,876.00	170.55
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	27.53	2.50
その他季料金	27.53	2.50
高圧電力B		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	2,151.00	195.55
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	26.34	2.39
その他季料金	26.34	2.39

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
季節別時間帯別電力		
季節別時間帯別電力A		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,876.00	170.55
電力量料金		
ピーク時間		
1キロワット時につき	28.67	2.61
昼間時間		
1キロワット時につき		
夏季料金	28.67	2.61
その他季料金	28.67	2.61
夜間時間		
1キロワット時につき	25.86	2.35
季節別時間帯別電力B		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	2,151.00	195.55
電力量料金		
ピーク時間		
1キロワット時につき	26.61	2.42
昼間時間		
1キロワット時につき		
夏季料金	26.61	2.42
その他季料金	26.61	2.42
夜間時間		
1キロワット時につき	25.86	2.35
臨時電力		
電力量料金		
19（臨時電力）（1）イに該当する場合		
1キロワット時につき		
夏季料金	32.70	2.97
その他季料金	32.70	2.97
19（臨時電力）（1）ロに該当する場合		
契約電力が500キロワット未満の場合		
1キロワット時につき		
夏季料金	33.04	3.00
その他季料金	33.04	3.00
契約電力が500キロワット以上の場合		
1キロワット時につき		
夏季料金	31.61	2.87
その他季料金	31.61	2.87

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
自家発補給電力A		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	2,366.10	215.10
電力量料金		
自家発補給電力Aを単独で契約する場合		
1キロワット時につき		
夏季料金	27.25	2.48
その他季料金	27.25	2.48
自家発補給電力B		
基本料金		
契約電力が500キロワット未満の場合		
契約電力1キロワットにつき	2,063.60	187.60
契約電力が500キロワット以上の場合		
契約電力1キロワットにつき	2,366.10	215.10
電力量料金		
自家発補給電力Bを単独で契約する場合		
契約電力が500キロワット未満の場合		
1キロワット時につき		
夏季料金	27.53	2.50
その他季料金	27.53	2.50
契約電力が500キロワット以上の場合		
1キロワット時につき		
夏季料金	26.34	2.39
その他季料金	26.34	2.39

(6) 離島等供給約款[高圧用] 別表2 (燃料費等調整) に定める基準燃料単価および基準市場単価

区分および単位	基準燃料単価 基準市場単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
基準燃料単価		
1キロワット時につき	0.177	0.016
基準市場単価		
1キロワット時につき	0.149	0.014